

## 富士見市ホームページバナー広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、富士見市有料広告の掲載に関する要綱（平成19年告示第22-2号）第5条の規定に基づき、本市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市ホームページ 本市が管理するホームページをいう。

(2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、市ホームページへの広告の掲載が決定した者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

### (広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

### (掲載可能な広告等の範囲)

第4条 ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先WEBページ内容の範囲は、富士見市有料広告の掲載に関する要綱及び富士見市有料広告の制限指針（平成19年1月18日総合政策部長決裁）の規定によるものとする。

### (規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦50ピクセル、横150ピクセル

(2) 形式 GIF又はJPEG

(3) データ容量 10KB以下

(4) 静止画像のみ

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、広告の規格を変更することができる。

### (禁止する表現)

第6条 広告のデザイン、内容、色彩等は、ホームページと調和のとれたものであることとし、次に掲げる事項を禁止する。

(1) アラートマークを模した表現、アニメーション又はフラッシュ等の点滅するもの

(2) テキストボックス又はプルダウンメニューを模した表現

(3) カーソルを画像に合わせた際、画像表示が変わるロールオーバー効果のあるもの

(4) 「閉じる」、「いいえ」若しくは「キャンセル」等のボタン又はラジオボタンを使用するもの

(5) その他利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与えるおそれのある表現

(6) 市の実施する事業名に類似した表現又は市が推奨するような印象を与える表現

(7) 前各号に掲げるもののほか、画像として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(掲載の位置及び枠数)

第7条 広告の掲載位置及び枠数は、市ホームページ内において市長がこれを指定する。

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告の掲載を開始する日は、当該広告を掲載する月の初日とする。ただし、月の第1日が富士見市の休日を定める条例(平成2年条例第14号)に定める市の休日(以下この条において「休日」という。)に当たる場合は、その翌日(この日が休日に当たる場合は、その翌日以後の休日でない日)とする。

3 広告の掲載を終了する日は、当該広告を掲載する月の末日とする。ただし、月の最終日が休日に当たる場合は、その翌日(この日が休日に当たる場合は、その翌日以後の休日でない日)とする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、1枠につき別表のとおりとする。

2 トップページに12か月分広告掲載を申し込み、掲載決定を受けた者については、分野別目次ページにも無償で広告を掲載することができる。

(掲載希望者の募集)

第10条 市長は、広告掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)を募集するときは、市ホームページにより行うものとする。

2 市長は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときは、随時掲載希望者を募集することができる。

(広告掲載の申込み)

第11条 掲載希望者は、掲載開始日から起算して30日前までに、富士見市有料広告掲載申込書により、郵送又はEメールで、掲載を申し込むものとする。

2 広告掲載の申込みは、申込者1人につき掲載ページごとに1枠とする。

3 申込者は、12か月を限度として、複数月にわたる広告掲載を一括して申し込むことができる。

(広告掲載の決定)

第12条 市長は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、富士見市有料広告掲載決定通知書により掲載希望者に通知するものとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、別に定める富士見市広告事業推進委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定することができる。

4 市長は、前3項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、富士見市有料広告掲載決定通知書により、その旨を申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第14条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令に違反若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、

広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

( 広告掲載の取消し )

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他市ホームページへの広告掲載が適切でないとして市長が判断したとき。

( 広告掲載料の返還 )

第 16 条 広告主の責めに帰することのできない理由により、広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額の総額とする。
- 3 広告掲載期間内に、本市の都合でホームページを閉鎖した場合又は広告を掲載できなかった場合は、その日数に応じて、広告掲載料を返還する。ただし、閉鎖日数又は広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。
- 4 本市及び広告主それぞれの責めに帰することのできない理由により、本市が広告を掲載できなかった場合は、その日数に応じて、広告掲載料を返還する。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。
- 5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

( 広告主の責務 )

第 17 条 広告主は、掲載された広告に関する広告の内容等の一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

( 損害賠償 )

第 18 条 市長は、第 15 条の規定に基づき広告掲載を取り消した場合は、広告主に対して損害の賠償を行わないものとする。

( 免責事項 )

第 19 条 市は、システム障害、保守点検等により広告掲載を一時中断した場合において、広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係）広告掲載料

掲載位置	掲載料
トップページ	20,000円/月
分野別目次ページ	10,000円/月